

所得税・住民税が還ってくる！

生命保険料控除とは？



年末調整で大きな役割を占める「**生命保険料控除**」

この保険料控除制度を利用すると、年末調整の際に所得税・住民税が少し安くなります。

1月から12月までに支払った保険料が9,000円以上あれば対象となります。

生命保険料控除、どんな保険でいくらまで受けることができる？

生命保険料控除制度は、平成24年1月1日を境に新旧の制度に別れます。

*平成24年1月1日以降 保険に加入、更新を行った方 → 新制度

*平成23年12月31日以前に加入、更新を行った方 → 旧制度

この新旧の違いにより、適用される控除枠や金額が変わってきます。

どちらが適用になるかは、生命保険料控除証明書に必ず記載があるので確認しましょう。

新旧制度における保険料控除対象保険と上限額

<新制度>

一般生命保険料控除

適用限度額 住民税 2.8万円

所得税 4万円

死亡保険 学資保険

新契約と旧契約の

について控除

適用を受ける場合

は合計で最高4万円

<旧制度>

一般生命保険料控除

適用限度額 住民税 3.5万円

所得税 5万円

死亡保険 医療保険

学資保険

介護医療保険料控除

適用限度額 住民税 2.8万円

所得税 4万円

医療保険 がん保険 介護保険

新契約と旧契約の

両方について控除

の適用を受ける場

合は合計で最高4万円

個人年金保険料控除

適用限度額 住民税 3.5万円

所得税 5万円

個人年金

合計適用限度額

所得税 12万円

住民税 7万円

← 控除額の拡大

合計適用限度額

所得税 10万円

住民税 7万円

生命保険料控除の控除額には、支払った金額に応じた計算方法があります。

詳しい説明が聞きたい方、いつでもご連絡ください。

FP オフィス Keep on Smile LIFE

近藤豊子 (090 - 8552 - 4514)